

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松伏町

市町村名 (市町村コード)	松伏町 (114651)
地域名 (地域内農業集落名)	築比地地区 (山根風目、南前原、馬場登戸、中、本郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農業者の平均年齢は74歳となっており、農業者年齢が70歳以上の農地は28.46haで、その面積は地区内の約63%を占める。  
畑の面積は43.19haで、その面積は地区内の約96%を占め、生産される農作物は露地栽培や施設栽培による野菜が中心となっている。  
当地区の営農者は、農業法人や認定農業者などの地域の担い手、自作者が広く営農しているが、今後、一層の高齢化が進むにつれて遊休農地の増加が懸念される。  
また、当地区は、宅地と農地が入り組んでおり農地が一带でないこと、隣接地の地権者が異なることが多い等、田に比べて集約化を図ることが困難であることが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の大半を占める畑について、引き続き露地栽培や施設栽培による各種野菜の生産を継続し、それぞれ農業経営の安定化を図る。  
また、担い手の効率化やコスト削減等を目的として、農地中間管理機構を活用した集積・集約化の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.01 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.01 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

区域内の農用地等面積全てを農業上の利用が行われる区域とする。  
ただし、当地区は全域が農用地区域外(白地)となっており、農地以外の土地利用も図られることがあるため、今後の集積・集約化の状況等によっては、改めて「農業上の利用が行われる農用地等の区域」と「保全・管理等が行われる区域」について検討することとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業法人や地域の担い手、自作者が広く営農している現状や農地が一带でないこと等を踏まえ、現時点で明確に数値化した団地化目標は設定せず、地域計画に位置付けた担い手への集積、集約化を進める。  
対象農地については、農業者年齢、後継者有無、経営意向、農地種別等を勘案し、優先順位の高い農地から段階的に集積、集約化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用し、円滑な農地の集積、集約化を図る。 また、農地中間管理機構の制度理解を深めるため、周知活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の意向を踏まえて必要な取組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の担い手だけでは今後の集積、集約化が困難となる場合、当地区内外からの多様な経営体の参入を検討、調整する。 新たな担い手の育成については、埼玉県春日部農林振興センター、JAさいかつ等と連携し、多方面からのサポートを講じるものとする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地の集積、集約化が進み、担い手の一層の効率化やコスト削減が期待できる農作業委託がある場合、導入を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

当地区の地域計画の目標を達成するため、担い手が必要とする農業用施設がある場合、その設置に際して農政担当部局や農業委員会、開発担当部局が、それぞれ関係する法・条例等の範囲内において必要なサポートを講じるものとする。